



学用品・通学用品購入費 の受給にかかる申請書

※高等部専攻科を除く全学年児童・生徒等が対象です(新入学の児童・生徒を含みます)。

※支給対象となる品目については裏面をご覧ください。

※裏面の品目に該当するもののみ支給対象となります。

※学用品・通学用品購入費の年間支給限度額は以下のとおりです。

※新入学生の場合は購入実績があれば4月1日以前に購入したものでも支給対象となります。

表の金額は予定額です。国の制度等改正により変更が生じる場合があります。

幼稚園Ⅰ段階	小学部Ⅰ段階	中学部Ⅰ段階	高等部Ⅰ段階
¥8,680	¥11,640	¥22,740	¥32,270
幼稚園Ⅱ段階	小学部Ⅱ段階	中学部Ⅱ段階	高等部Ⅱ段階
¥4,340	¥5,820	¥11,370	¥16,135

※各定例払期間(提出時期)ごとに「購入対象期間」が設けられていますのでご注意ください。

	7月定例払	12月定例払	3月定例払
レシートの日付	4/1~6/30	7/1~11/30	12/1~3/5
提出切	令和4年7月1日	令和4年12月1日	令和5年3月6日

提出日 令和 年 月 日

学部	学年	児童・生徒等氏名	保護者等氏名
	年 組		

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき下記の通り申請します。

シート番号	品目	金額	購入月日	備考

今回提出 枚中 枚目

点線以下は記入しないでください。

※支弁区分が変更になった場合は、斜線を引き、赤字で訂正すること。変更適用日も余白に記入する。

支弁区分※	今回支給対象金額計	支給限度額	支給額合計(支弁区分反映)	前回まで支給済金額計	支給限度額残

↑
システム入力金額(I段階での金額)

別表1

支給の対象となる品目一覧

(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費)

分類	学用品系		通学用品系	
	品目	用途	品目	用途
衣類	体育用衣類・体育帽	体育（教科）用	指定がない場合の衣類 （下着・靴下を含む）	通学用・校内着
	水着・水泳帽	体育（教科）用	制服・標準服	通学用
	作業衣	実習（作業等）用	レインコート	通学用
	軍手・帽子	実習（作業等）用	帽子・手袋・マフラー・耳あてなど	通学用
	雨具	実習（作業等）用	マスク・ゴーグル	通学・校内用
履物	体育用ズック靴	体育（教科）用	上履き	校内で使用
	作業靴・ゴム長靴	実習（作業等）用	通学用靴・雨靴	通学用
その他	筆記用具 （鉛筆・消しゴム・筆箱・定規など）	授業（教科）用	ランドセル・かばん・リュック・靴袋	通学用
	手芸・裁縫用品など	授業（教科）用	雨傘	通学用
	エプロン・スマック	授業（教科）用	定期入れ・財布	通学用
	辞典類（電子辞書含む）	授業（教科）用	歯磨き用品	校内で使用
	練習帳・ドリル	授業（教科）用	タオル・ハンカチ	校内で使用
	ノート・ファイル	授業（教科）用	ちり紙	校内で使用
	ゴーグル・バスタオル	授業（水泳）用	水筒	校内で使用
	そろばん・電卓	授業（教科）用	防災頭巾・防災ヘルメット	校内で使用
	工用品・美術用品	授業（教科）用	時計	校内で使用
	工具箱	授業（教科）用	名前シール・ワッペン	校内で使用
	楽器（鍵盤ハーモニカ・リコーダーなど）	授業（教科）用	白杖	校内で使用
	点字盤・点筆・点字用紙	授業（教科）用	オムツ	排泄指導用
	校正器・点消器・点字器	授業（教科）用	ヘッドギア	校内で使用
	専用ルーペ	授業（教科）用	姿勢保持用具	通学・校内・車 内で使用
	単眼鏡	授業（教科）用	医療的ケア用具	通学・校内で使用
	枠付き下敷き	授業（教科）用	オムツ・尿とりパッド	通学・校内で使用
	意思伝達装置・会話補助装置（ス イッチ類）	授業（教科）用	歩行器・車椅子	校内で使用
	歯磨き用品	授業（日常生活の 指導）用		
	給食・摂食指導用品	給食指導用		
	その他、授業で使用するため、購入す るよう学校から指示された物	授業用		

※ 教育課程上通常必要とする学用品、通学のために通常必要とする通学用品が支給の対象となります。

※ 自宅学習や部活動、日常生活に使用することを目的として購入するものは対象外です。

※ 区市町村の福祉事務所等からの補助を受けている場合は対象となりません。